

令和7年7月1日

各事業所 様

三重県工業研究所長

工業研究所開放機器使用に係る熱中症対策について（お願い）

平素から本県の科学技術振興にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、事業者においては熱中症対策が義務化されました。

本所においても、事業所様へ試験研究機器（以下「開放機器」という。）を開放している関係から、開放機器を使用される皆さまの健康と安全を確保するため、休憩室を設けるなど作業環境等の熱中症対策に努めているところです。

つきましては、下記施設において開放機器をご使用される場合は、熱中症予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 開放機器設置場所

三重県工業研究所	津市高茶屋5丁目5番45号
金属研究室	桑名市大字志知字西山208
窯業研究室	四日市市東阿倉川788
窯業研究室伊賀分室	伊賀市丸柱474

2 開放機器使用にあたり、ご協力していただきたい熱中症対策

- ・作業従事者の健康管理
- ・身体冷却のための蓄冷剤や瞬間冷却材、経口補水液、携帯型ファンなどの装備
- ・その他熱中症予防となるもの

【事務担当】

工業研究所	連絡先	059-234-4036
金属研究室	連絡先	0594-31-0300
窯業研究室	連絡先	059-331-2381
窯業研究室伊賀分室	連絡先	0595-44-1019